

資料 4 地方事務所における事務権限について

地方事務所における所長・支部長の事務 ————— 1

参考 地方事務所の体制等 【第 2 回資料再掲】 ————— 2

地方事務所の体制等 【第 6 回資料再掲】 ————— 3

資料4 地方事務所における所長・支部長の事務

(1) 所長・支部長の事務の分類

分類	件数	主な分野
法律専門職の判断が必要な事務	13件	民事法律扶助、国選弁護、犯罪被害、日弁連受託、常勤弁護士、サービス推進
事務所代表者としての所長の判断が必要な事務	6件	総務、人事、地域連携
その他の事務	10件	総務、財務会計、民事法律扶助、犯罪被害

(2) 分類ごとの特徴

○ 法律専門職の判断が必要な事務

・ 個別事案の法的判断が必要な事務

(援助不開始・取消決定、不服申立てに対する決定など)

・ 弁護士の職務・倫理に関する判断が必要な事務

(苦情取扱い、常勤弁護士の有償事件受任承認など)

・ 裁判所や弁護士会との調整が必要な事務

(国選弁護の名簿編成など)

○ 事務所代表者としての所長・支部長の判断が必要な事務

・ 対外的な名義や責任の観点から代表者が行うべき事務

(開示請求に関する文書特定の決裁、法令に基づく照会への回答など)

・ 対外的な儀礼の観点から代表者が行うべき事務

(関係機関との協定書締結)

・ 責任明確化や人事管理の観点から代表者が行うべき事務

(執行部会主催、常勤弁護士等の勤務管理、職員の評価など)

○ その他の事務

・ 一般管理部門の事務

(旅行命令の発令、予算責任者としての事務など)

・ 業務の実施運営に関する事務

(指定相談場所の指定、扶助の基本契約、少額契約事務など)

1 地域における法テラスの体制等

○ 事務所別定数一覧表

1 本部・地方事務所

事務所	事務所数	所長 (支部長)	副所長 (副支部長)	一般職員
本部・東京地方事務所	4	1	5	185
多摩支部	3	1	3	16
神奈川地方事務所	1	1	4	16
川崎支部	1	1	2	6
小田原支部	1	1	2	4
埼玉地方事務所	4	1	4	24
川越支部	2	1	2	6
千葉地方事務所	2	1	4	19
松戸支部	1	1	1	4
茨城地方事務所	4	1	3	12
栃木地方事務所	2	1	3	7
群馬地方事務所	2	1	4	7
静岡地方事務所	3	1	3	8
沼津支部	2	1	2	5
浜松支部	2	1	2	4
山梨地方事務所	1	1	3	4
長野地方事務所	2	1	3	6
新潟地方事務所	2	1	3	9
大阪地方事務所	3	1	8	39
京都地方事務所	3	1	4	13
兵庫地方事務所	2	1	7	12
阪神支部	2	1	1	9
姫路支部	1	1	0	3
奈良地方事務所	3	1	3	9
滋賀地方事務所	2	1	3	6
和歌山地方事務所	2	1	5	5
愛知地方事務所	2	1	5	17
三河支部	2	1	1	6
三重地方事務所	2	1	3	6
岐阜地方事務所	4	1	4	9
福井地方事務所	2	1	3	5
石川地方事務所	1	1	3	4
富山地方事務所	2	1	4	6
広島地方事務所	2	1	4	13
山口地方事務所	2	1	4	6
岡山地方事務所	1	1	3	6
鳥取地方事務所	3	1	4	7
島根地方事務所	4	1	4	10

事務所	事務所数	所長 (支部長)	副所長 (副支部長)	一般職員
福岡地方事務所	2	1	6	18
北九州支部	2	1	3	8
佐賀地方事務所	2	1	4	5
長崎地方事務所	8	1	3	18
大分地方事務所	1	1	3	4
熊本地方事務所	3	1	5	9
鹿児島地方事務所	6	1	3	14
宮崎地方事務所	3	1	3	9
沖縄地方事務所	3	1	3	11
宮城地方事務所	1	1	4	12
福島地方事務所	4	1	4	8
山形地方事務所	1	1	4	4
岩手地方事務所	4	1	4	9
秋田地方事務所	3	1	4	6
青森地方事務所	4	1	3	10
札幌地方事務所	1	1	6	17
函館地方事務所	4	1	4	7
旭川地方事務所	2	1	3	5
釧路地方事務所	2	1	4	6
香川地方事務所	2	1	4	6
徳島地方事務所	2	1	3	5
高知地方事務所	5	1	3	11
愛媛地方事務所	2	1	4	6
小計	151	61	213	741

2 コールセンター

	一般職員
小計	11

注：①地方事務所・支部に、出張所・法律事務所・地域事務所が設置されている場合にはその定数を合算した人数である。

②地方事務所等に法律事務所が併設されている場合は、地方事務所等とは別に法律事務所を事務所数「1」としてカウントしている。

○所長（支部長）の出身母体

弁護士会：61名
(合計：61名)

○副所長（副支部長）の出身母体

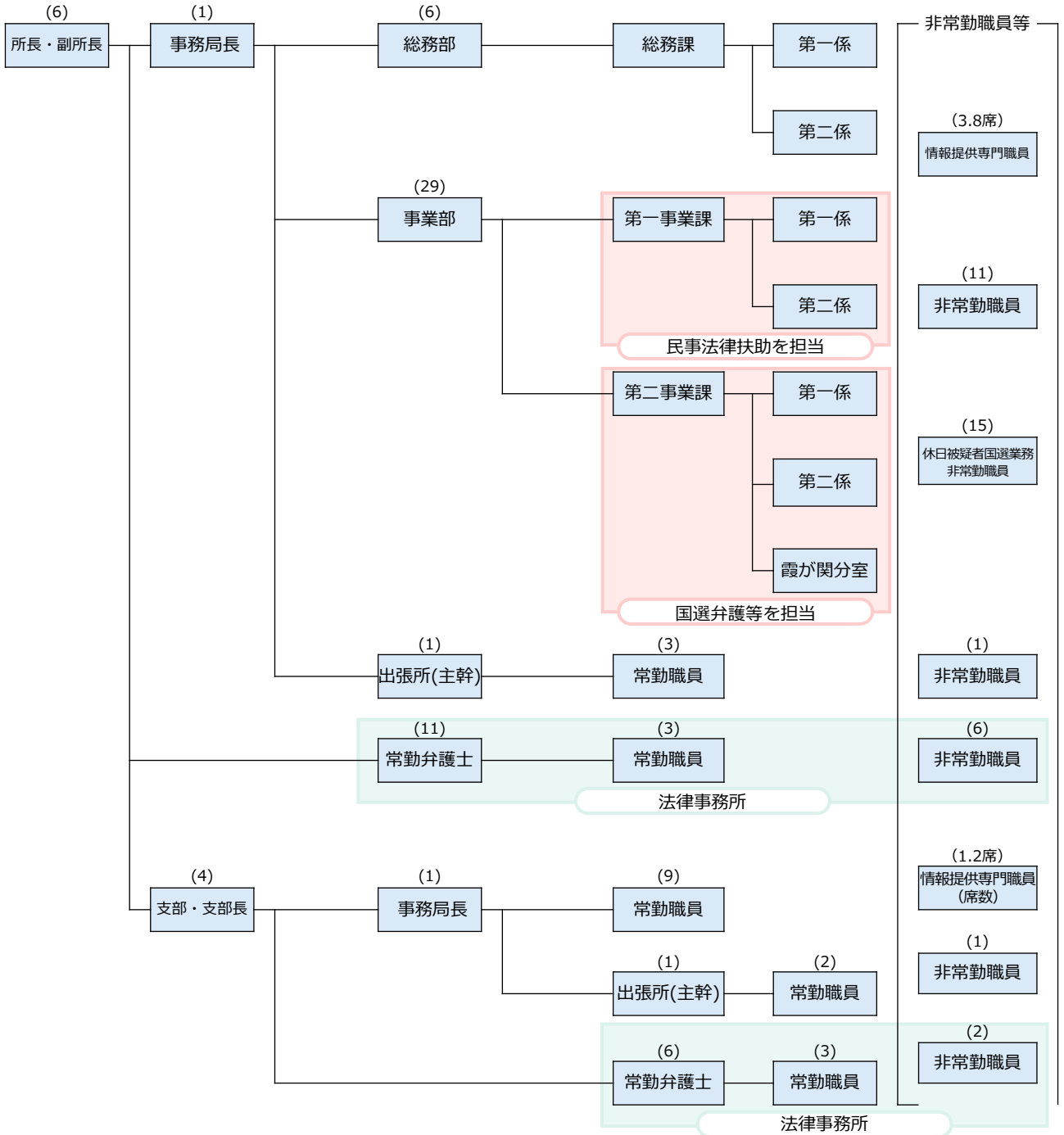
弁護士会：155名
司法書士会：41名
福祉機関：12名
自治体：3名
保護司：1名
全国消費生活相談員協会：1名
(合計：213名)

(2025年3月31日時点)

■ 各事務所の体制図

○ **大規模事務所：東京地方事務所、多摩支部**

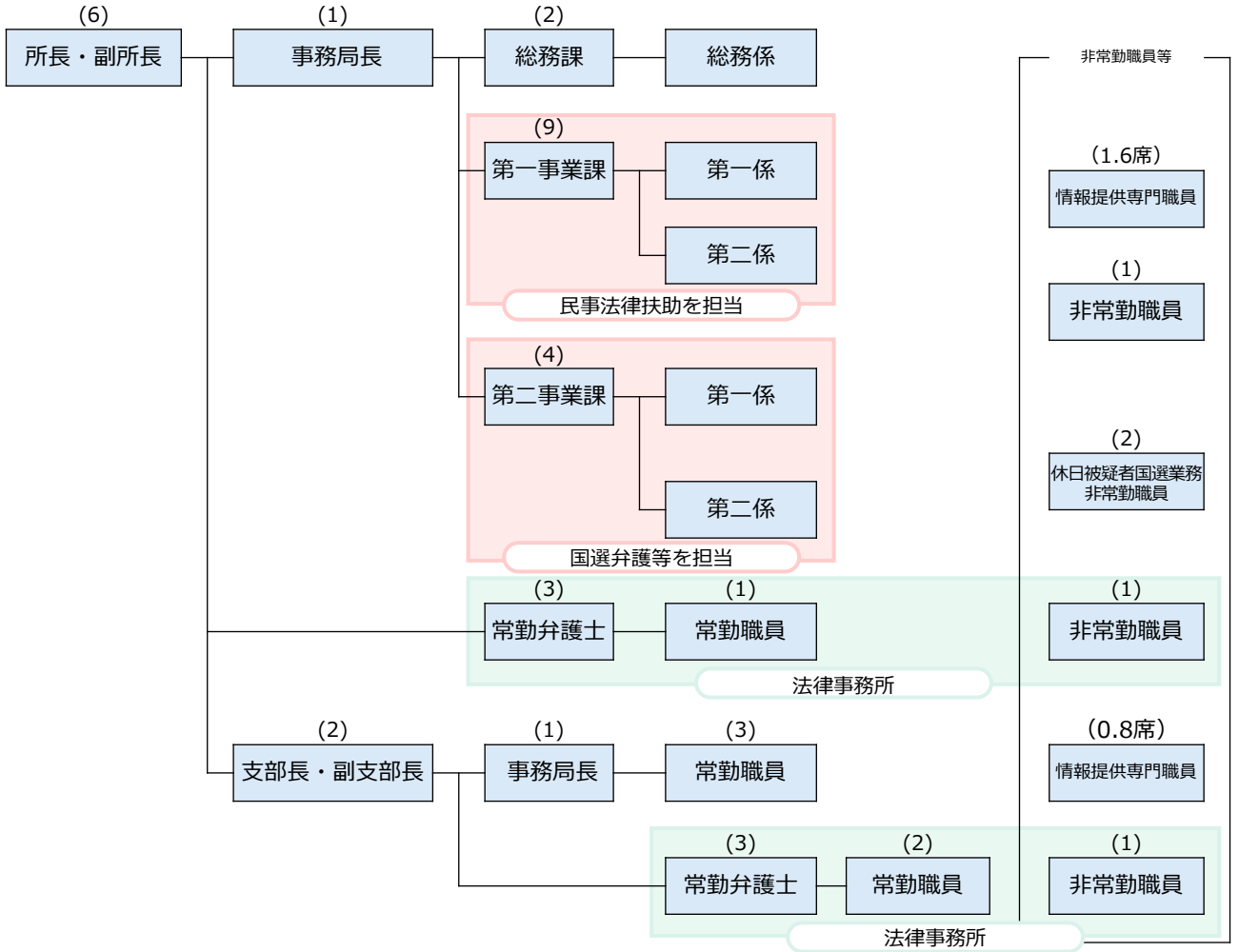
職員数97名（所長・副所長、情報提供専門職員、休日被疑者国選業務非常勤職員を除く。）



※ () 内は人数等

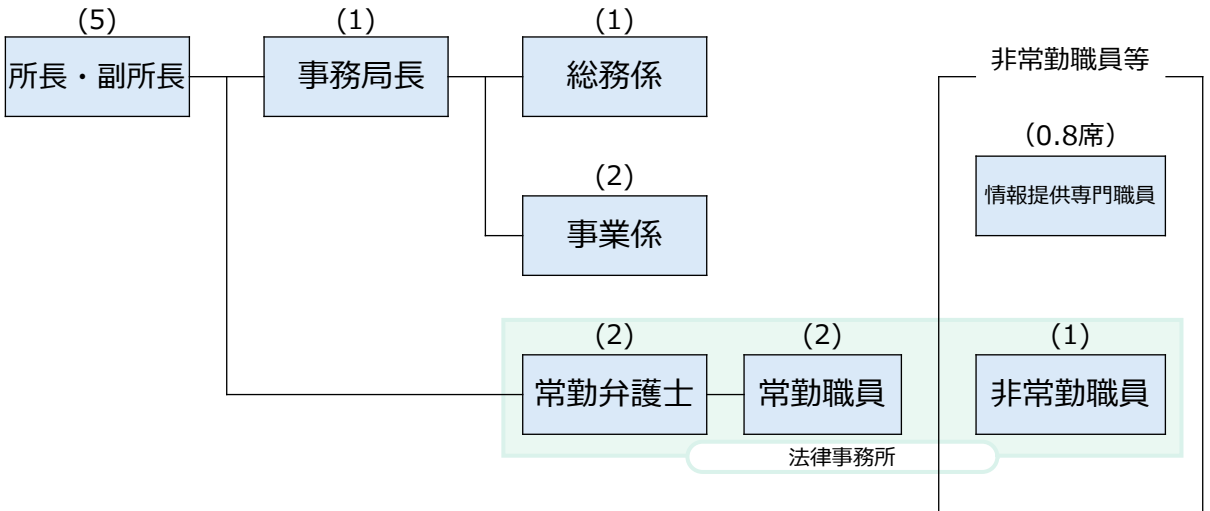
○ **中規模事務所：愛知地方事務所、三河支部**

職員数32名（所長・副所長、情報提供専門職員、休日被疑者国選業務非常勤職員を除く。）



○ **小規模事務所：愛媛地方事務所**

職員数 9 名（所長・副所長、情報提供専門職員を除く。）



※ () 内は人数等